

平成 30 年度第 1 回自動車検査員教習実施について

平成 30 年度第 1 回自動車検査員教習を下記のとおり実施されます。

記

1. 教習受講資格

- (1) 教習の受講申込者は、道路運送車両法施行規則第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 5 号の整備主任者（二級自動車シヤン整備士の技能検定のみに合格している者を除く。）として、教習開始日（教習修了試問日）の前日において 1 年以上の実務の経験を有する者であること。なお、教習受講申込者は、直近の整備主任者研修（法令研修）を受講していること。
- (2) 道路運送車両法第 94 条の 4 第 4 項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。
- (3) 道路運送車両法の規定に違反（検査員の解任命令に相当するものに限る。）する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

2. 教習受講申込の受付期間及び受付場所並びに必要書類

- ・受付期間 平成 30 年 6 月 4 日(月)から 6 月 8 日(金) (9 時から 17 時まで)
- ・受付場所 一般社団法人熊本県自動車整備振興会事業部教育課
- ・必要書類 申込書、整備主任者として選任されていた期間の就業証明書、直近の整備主任者研修を受講したことを証明する書面、申請者のあて名を書き切手（82 円）を貼った封筒 2 枚

(注) ・本人持参、代理の場合は委任状添付（郵送不可）

- ・先着順とし定員（120 名）に達し次第締め切り

3. 教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

- (1) 教習の日時 平成 30 年 7 月 4 日(水)から 7 月 7 日(土) 9 時 ~ 17 時
- (2) 教習修了試問の日時 平成 30 年 8 月 1 日(水) 10 時から
- (3) 教習及び修了試問の場所
 - ・教習の座学会場 契約後決定
 - ・教習の実習会場 契約後決定
 - ・教習修了試問の会場 契約後決定

4. 教習科目及び教習時間

別表のとおり

5. その他必要事項（教習資料、講師等）

- (1) 教習資料
 - ・自動車検査員教習資料（九州運輸局監修）
 - ・自動車検査用機械器具の構造と取扱い
 - ・自動車検査員必携
 - ・自動車整備関係法令と解説
 - ・自動車検査員の完成検査実施マニュアル（基礎編）
- (2) 講師
運輸支局職員の他、自動車整備振興会技術講習所の指導員、自動車検査員及び自動車の整備技術に関する学識経験者等

6. 注意事項

「教習受講の特例」に該当する教習試問のみの対象者が、教習試問を申込、教習試問日に欠席した場合は、教習試問を受け不合格となったものとして取扱う。